

広島県訓令第二十二号

本 庁

地 方 機 関

技術員等の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

技術員等の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令

技術員等の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和五十七年広島県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「第九条」を「第十九条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。